

和水町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

現在地方公共団体の技能労務職員は、職務の性格・内容が民間企業の従業員と類似しているにもかかわらず、給与が高いのではないかとの指摘・批判がなされています。このような指摘・批判を真摯に受け止めるとともに、技能労務職員の給与等について点検し、適正な給与制度の確立と運用を行なわなければなりません。そこで毎年実施されている給与実態調査のデータと民間企業との比較を行い地方自治体の技能労務職員の給与について、住民の理解と納得が得られるよう取組むものです。

また、技能労務職員の数は、行政改革による今後の民間委託の推進や指定管理者制度の導入の検討により、退職者に対する新規採用の不補充も含めて職員数の削減を図っていきます。

(1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢等のデータ

【単位：百円】

和水町			民間		
職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額	職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額
学校給食員	42.5	2,260	調理士	41.5	2,568
用務員	58.0	3,008	用務員	53.7	2,289
自動車運転手	・・・	・・・	自動車運転手	52.5	2,862
その他技能労務職員	47.8	2,027	調理士	41.5	2,568
計	46.5	2,187	計	—	—

- ・ 和水町のデータは、「平成 19 年度地方公務員給与実態調査」(平成 19 年 4 月 1 日現在)で、対象職員は 25 人です。民間のデータは「賃金基本構造統計調査(総務省再集計)」によるものです。
- ・ 「その他技能労務職員」は、町立病院と特別養護老人ホームの給食調理員です。
- ・ 給与等の公表においては、職種によって 1 人となっている場合があり、個人情報提供となることもあるので、一部において非公表としています。その場合は「・・・」で表示しています。
- ・ 「平均給与月額」とは、基本給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の合計額で、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) その他給与に関する事項

① 給料表

技能労務職員については、行政職給料表（二）の3級制を適用しています。いずれも国家公務員の行政職俸給表（二）に準じたものです。

② 技能労務職員の特殊勤務手当について

給与実態調査における技能労務職員の特殊勤務手当はありません。ただし、町立病院や特別養護老人ホームの職員で、行政職給料表（二）の適用を受ける介護士職の職員は、夜間介護手当として1回につき2,000円の特殊勤務手当が支給されます。

③ 昇給基準について

毎年1月1日に、4号給（55歳以上の職員にあつては2号給）を標準として昇給させています。

2 基本的な考え方

当町技能労務職員と民間事業者の給与の比較において、用務員を除いて当町が低い水準にある。平均年齢等の違いもあり一概に比較できない部分もあると思われるが、国や県及び近隣市町の動向を注視しながら運用を行ないます。また職員数については、今後の施設の運営のあり方を検討するとともに、退職者の補充を抑制していきます。

3 具体的な取組内容

給料表については、現行の給料表（行政職給料表（二））を踏襲し、特殊勤務手当については、前述のとおり町立病院や特別養護老人ホームの職員で、行政職給料表（二）の適用を受ける介護士職の職員は、夜間介護手当として1回につき2,000円の特殊勤務手当の支給のみとなっているので、当面の見直しは必要ないものと思われます。しかしながら、本町がまだ合併後2年を過ぎた段階であり、旧町間の給与格差是正に取り組んでおり、格差是正を早急に解消することが大きな課題となっています。この問題を解決し、今後は昇給の基準について、技能労務職も含めて、全職員を対象とした人事考課制度を導入し、評価に応じた昇給制度の確立を図ります。

4 その他

技能労務職の職員は、施設における勤務であるため、町立病院、特老及び学校の給食運営のあり方を見直すこととします。また学校用務員は退職者の後は不補充とし廃止します。なお前述1①の職員は25人であり、そのうち、平成21年度までに5人の退職者がいます。このようなことを踏まえて次の

ような見直しを検討・実施していきます。

(1) 事務事業の見直し

合併後の今の事務事業の見直しを行ない、退職者に対しては補充を極力抑制し臨時職員で対応する等職員数減による人件費の削減に務めます。

(2) 民間委託等の推進

退職者に対する対応に留意し、さらに業務の精査を行なったうえで指定管理者制度の導入をはじめ、民間に委ねることができる業務は民間の活力の導入を推進します。